

## 久万高原町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 久万高原町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 給水

供用開始年月日	昭和39年4月1日	計画給水人口	13,097	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(財務)	現在給水人口	6,986	人
		有収水量密度	0.2	千m <sup>3</sup> /ha

## ② 施設

水 源	☐ 表流水, ☐ ダム, ☐ 伏流水, ☐ 地下水, ☐ 受水, ☐ その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	75	管 路 延 長	259.9
	配水池設置数	96		
施 設 能 力	5135	m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	56.73 %

## ③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	直営施設については従量制、地元組合管理施設については定額制を採用している。従量制の場合は、基本水量による基本料金、超過水量による超過料金、メーター使用料を毎月賦課している。定額制の場合は、柳谷地区については合併前から毎月賦課しているが、それ以外については、年度末に1年分を賦課している。		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成20年7月1日		

## 1 水道料金

種 別	用途区分	1戸又は1箇所 1箇月基本水量	同左基本料金	超過料金1m <sup>3</sup> につき
従量制	一般用	8m <sup>3</sup>	1,100円	178円
	営業用	20m <sup>3</sup>	2,750円	178円
	浴場及び工業用	150m <sup>3</sup>	19,800円	178円
	臨時用	20m <sup>3</sup>	4,400円	251円
定額制	一般用		1,100円	

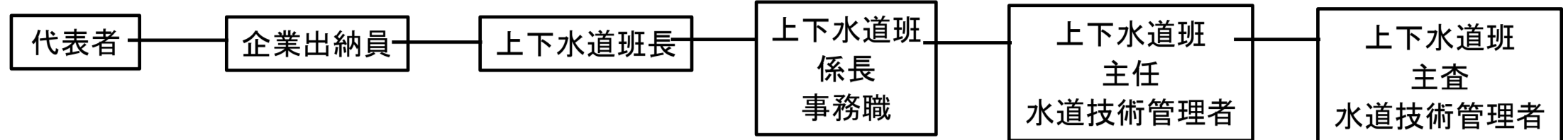
## 2 メーターの使用料(1箇月1個当たり)

メーター口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用料	115円	168円	178円	189円	388円	775円	1,655円

④ 組織

<組織体制>

一般会計職員



<職員数・職種・年齢構成等>

	環境整備課
61歳～	0人
51～60歳	3人
41～50歳	1人
31～40歳	1人
～30歳	0人
合計	5人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

<収納率の向上>  
平成19年度に経営健全化計画を策定し、収納率向上のために、平成21年6月1日から「久万高原町水道料金の滞納による給水の停止に関する規程」を施行し、同年10月1日から執行している。これにより、平成20年度には収納率が97.8%だったが、令和3年度には98.5%となり、わずかではあるが収納率が向上している。

<施設の統廃合>  
令和3年度には地盤変動等により崩壊の恐れがあった上本組浄水場を、隣接する上黒岩浄水場と統合した。

<辺地債、過疎債の活用>  
平成31年度より、通常の水道事業債よりも地方交付税措置が有利な辺地債や過疎債を有効活用しながら建設改良を行っている。

<災害対策等>  
(公社)日本水道協会の会員となり、災害発生時における相互応援に係る協定を結んでおり、地震等緊急時に早期の給水や資機材の確保が可能となるような体制を整えている。

\*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

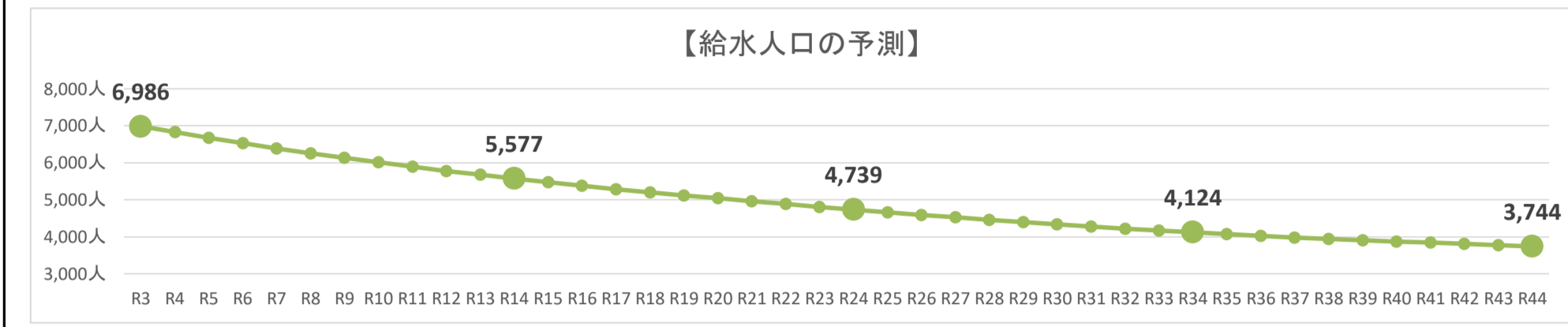
※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和3年度の経営比較分析表(公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)によるもの)については別紙のとおりである。

## 2. 将来の事業環境

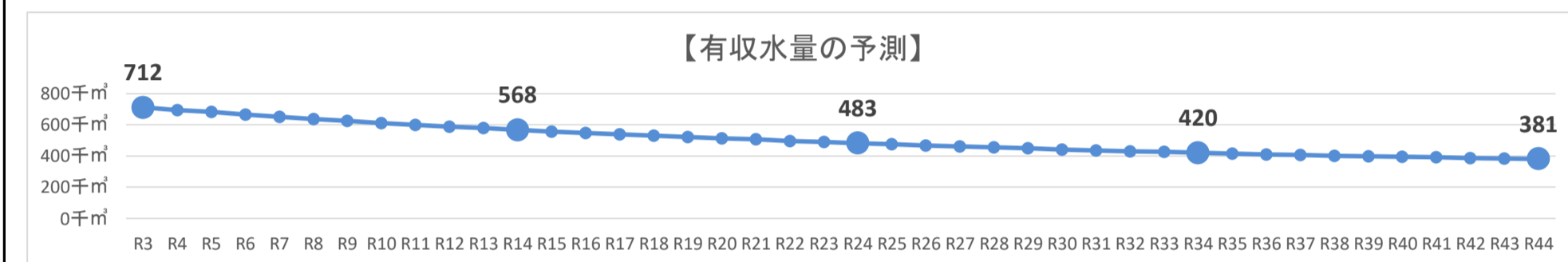
### (1) 給水人口の予測

「第2期 久万高原町 人口ビジョン」(令和3年3月)の総人口の予測をもとに、現状の給水人口に補正を行い算出した。その結果、給水人口は令和3年度で6,986人だが、令和14年度で5,577人となり、現状よりも20.1%減少する見込みとなった。約40年後の令和44年度では3,744人となり、現状よりも46.4%減少する見込みとなった。



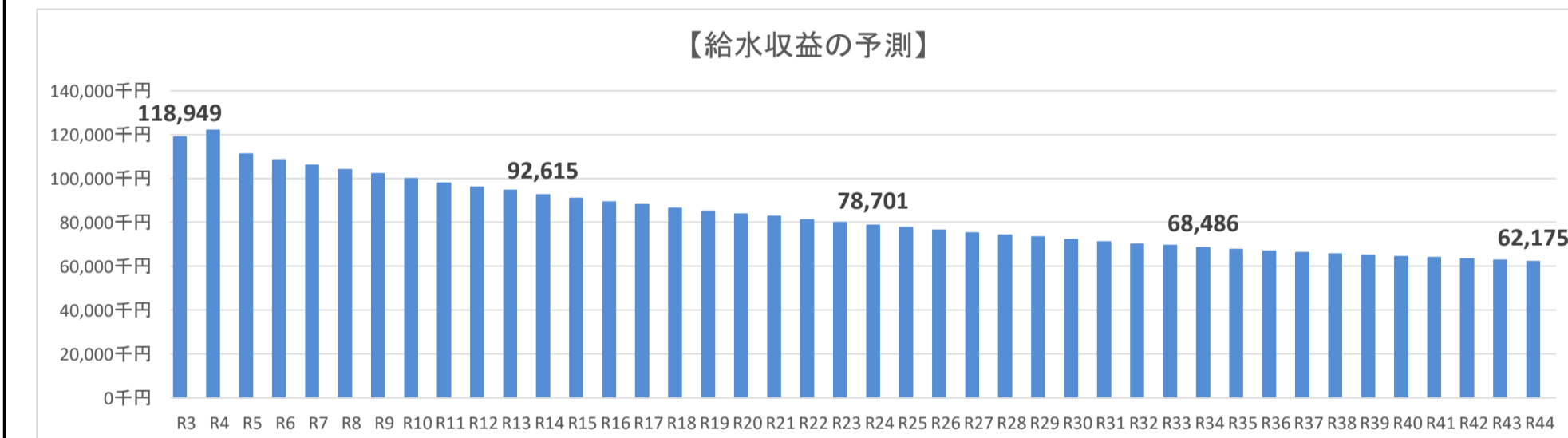
### (2) 水需要の予測

有収水量は給水人口に比例する予測とした。その結果、有収水量は令和3年度で712千 $\text{m}^3$ だが、令和14年度には568千 $\text{m}^3$ となり、現状よりも20.2%減少する見込みとなった。約40年後の令和44年度では381千 $\text{m}^3$ となり、現状よりも46.4%減少する見込みとなった。



### (3) 料金収入の見通し

水需要の減少により、料金収入も減少すると見込まれる。料金収入については、有収水量に給水単価の過去5年間平均(162.8円/ $\text{m}^3$ )を乗じた金額を見込んでいる。



#### (4) 組織の見通し

現在、実質2人で管理運営を行っているが、これ以上人員削減を行うと管理運営がままならなくなるので、現在の組織体制を維持する。

### 3. 経営の基本方針

厚生労働省新水道ビジョンに示された「持続」「安全」「強靱」の理想をもとに、当町水道事業の経営を行う。

持続:いつまでも皆様の近くにあり続ける水道  
安全:いつでも安心して飲める、安全で信頼される水道  
強靱:災害に強く、たくましい水道

具体的な方針は以下のとおり。

- ・料金収入、一般会計繰入の適切な配分を考慮しながら、中長期的な財源確保の見込みをつける。
- ・将来の水需要を見据え、更新投資にかかる費用を抑え、効率的な施設の配置や予防修繕の考え方を取り入れ、高齢化に対応した効率的な維持修繕を行う。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	・建設改良費:維持更新費を毎期50百万円程度実施し、地元管理施設の維持管理作業の低減を図る
	・有収率:施設別の有収率が50%を下回る給水施設について、有収率50%以上
	・管路更新率:地元管理施設の維持更新を優先するが、0.1%を目標

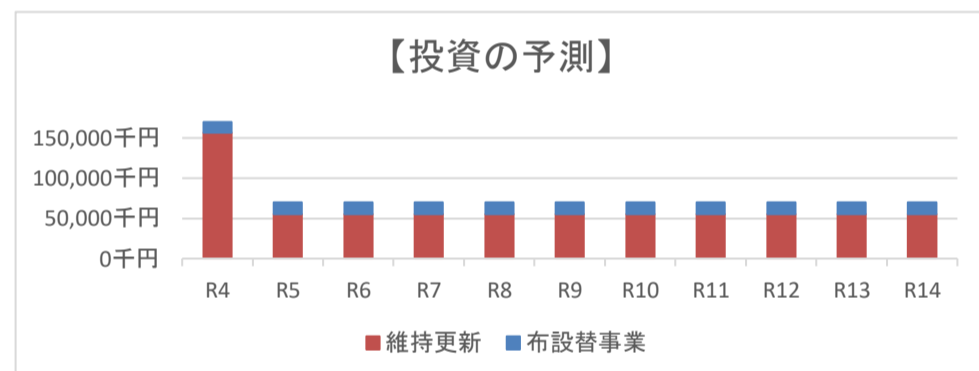
#### <施設・設備・管路について>

当町では多数の浄水場、配水池を所有しており、施設利用率が類似団体平均値と比較して低い水準にある。今後の有収水量減少により施設利用率は低下する見込みであるものの、地理的要因から施設・設備の廃止・統合が困難な状況である。また、財政状況を鑑みれば一時の大規模改築・更新は困難であることから、多大な更新費用を発生させないために、年間50百万円程度の小規模更新を行うことで施設・設備の長寿命化を図る。

#### <管路について>

有収率についても類似団体平均値と比較して低い水準にあるため、有収率が50%を下回る給水施設については、優先的に管路更新及び維持修繕を行い、有収率50%の水準達成を目標とする。

管路更新については、持続的な水道の安定供給と財源を考慮し、現状の水準(管路更新率の過去5年間平均)を維持することを想定している。



② 収支計画のうち財源についての説明

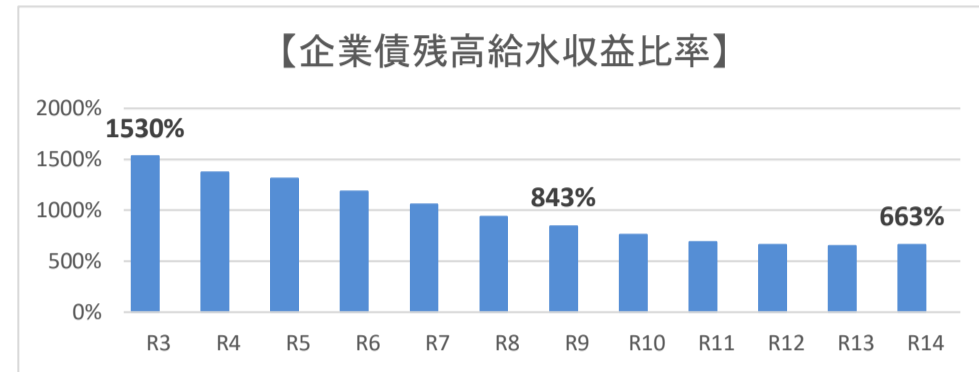
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金回収率: 令和3年度実績63.8%を令和14年度には70%程度にする</li> <li>・収納率: 現状の水準(令和3年度98.5%)を維持</li> <li>・企業債残高対給水収益比率※他会計借入金を含む 令和3年度実績1,500%超を令和14年度700%程度にする</li> </ul>
-----	---

<料金収入>

料金回収率については維持管理費の削減といった経営改善の検討を行うことにより、現状の63.8%から改善を図る見込みである。  
 収納率については「1事業概要(2)これまでの主な経営健全化の取組」に記載したとおり、過去よりも収納率が向上しているため、今後も現状の水準を維持する。

<企業債>

今後は収入の減少等により経営状況が厳しくなることが予想されていることから、企業債の新規発行額を抑制することにより、企業債残高対給水収益比率(他会計借入金含む)は現状の1,500%超から計画期間終了の令和14年には約660%の水準となる見込みである。



<一般会計繰入金>

従来の取り扱い及び財政係との協議に基づき、計画期間にわたって、既発行企業債の償還予定額元本及び利子支払予定額全額について、一般会計繰入として受領する見込みである。

<内部留保資金>

事業の安定的かつ持続的な運営のため、計画期間内にわたって内部留保資金を保持する計画である。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<動力費に関する事項>

過年度実績及び物価上昇を反映した見込み額を計上した。

<薬品費に関する事項>

過年度実績及び物価上昇を反映した見込み額を計上した。

<修繕費に関する事項>

令和3年度実績を推計期間にわたって計上した。

<職員給与費に関する事項>

従事職員は現在の2人がそのまま従事すると仮定し、直近実績に、給料等の上昇率を乗じて算出した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	愛媛県が行っている広域連携検討会に参加し、情報収集にさらに務め、近隣自治体との広域連携について検討を続ける。
民間の資金・ノウハウ等の活用 ( PPP/PFI 等の 導 入 等 )	大規模な建設改良を行う際には、民間委託など、民間活用の導入可能性について、検討を進める。
アセットマネジメントの充実 ( 施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化 )	施設の老朽化が進み、長寿命化は重要な課題であるため、予防修繕の考え方を取り入れ、高齢化の対応も考えて、建設改良費の金額を抑える効果的な修繕を実施する。
施設・設備の廃止・統合 ( ダウンサイジング )	現在給水している利用者に対し、給水を中止することはできないので、配水施設のみ最低限使用できるように処置をし、近隣の余力ある浄水場から給水車で浄水を運搬するなどの、代替手段をさらに検討する。
施設・設備の合理化 ( スペックダウン )	同上
そ の 他 の 取 組	災害発生時には、日水協に加盟しているので、日水協を通じて応援が受けられる。また、インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症対策として、本庁舎以外で業務が継続できる。さらに、広報により冬季の凍結対策を呼びかけたり、小学生の施設見学を受け入れている。

② 財源についての検討状況等

料 金	現状の料金水準でシミュレーションを行ったところ、令和5年度以降は当年度純利益はマイナスとなっており、令和14年度には繰越欠損金が2億2千万円程度になる見込みである。令和14年度時点で当年度純利益を確保するためには、料金収入の水準を現在よりも36%程度増加する必要がある。 なお、簡易水道料金は、令和元年度に消費税改定を行って以来、現行の使用料で運営している。ただし、区域内人口も減少しており、料金収入と町一般会計繰入の適切な配分を検討するなかで、経費の削減、投資の見直しなどの施策を講じ経営改善を行いつつ、料金改定についても検討を行う必要がある。
企 業 債	辺地債、過疎債が発行可能な事業については優先的に活用する。ただし、将来世代の負担軽減のため、企業債の新規発行額は抑制する。
繰 入 金	投資・財政計画の結果、企業債の減少に伴い、繰入金も減少見込みである。ただし、給水人口の減少により今後も給水収益が減少していく中で、水道料金への転嫁を抑制し町民生活への影響が少なくなるよう、一般会計繰入により赤字補填を行うことも今後検討していく必要がある。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特になし。
その他の取組	過疎債、辺地債が発行可能な事業については積極的に利用し、町の一時的な負担を軽減していく。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	本経営戦略は、毎年度進捗管理を行うとともに3～5年を目安として見直しを行う。 また、経営戦略の核施策を着実に実施するため、PDCAサイクルを活用し、計画(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、計画の見直し(Action)を行う。 業務指標により目標達成状況を評価し、実施内容とその効果をチェックするとともに、それらの情報を住民に提供し、住民の意見を見直しに反映させ、経営改善に努める。
-------------------------	--





投資・財政計画  
(収支計画)

資本的収支(投資・財政計画)

(単位:千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分		( 決 算 )	( 予 算 )										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	32,000	69,700	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	うち資本費平準化債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2. 他 会 計 出 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3. 他 会 計 補 助 金	275,154	268,608	259,230	225,129	213,916	195,292	164,370	154,775	133,890	91,584	67,584	50,535
	4. 他 会 計 負 担 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5. 他 会 計 借 入 金	32,000	60,800	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	6. 国(都道府県)補助金	3,540	2,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7. 固定資産売却代金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	8. 工 事 負 担 金	580	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	9. そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計 (A)	343,274	402,408	309,730	275,629	264,416	245,792	214,870	205,275	184,390	142,084	118,084	101,035
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	純計 (A)-(B) (C)	343,274	402,408	309,730	275,629	264,416	245,792	214,870	205,275	184,390	142,084	118,084	101,035
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	87,694	177,500	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
うち職員給与費		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 企 業 債 償 還 金		275,155	278,528	258,574	222,871	209,319	190,695	159,773	148,032	126,284	83,101	58,492	41,559
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		—	—	656	2,258	4,597	4,597	4,597	6,743	7,606	8,483	9,092	8,976
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5. そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計 (D)	362,849	456,028	329,230	295,129	283,916	265,292	234,370	224,775	203,890	161,584	137,584	120,535	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	19,575	53,620	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	19,575	53,620	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,326	17,776
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3. 繰 越 工 事 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4. そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	174	1,724
計 (F)	19,575	53,620	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	
補填財源不足額 (E)-(F)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	41,200	102,000	126,344	149,085	169,488	189,891	210,294	228,551	245,945	262,461	278,370	294,393	
企 業 債 残 高 (H)	1,780,572	1,571,744	1,338,170	1,140,300	955,981	790,286	655,513	532,481	431,197	373,096	339,604	323,045	

他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分		( 決 算 )	( 予 算 )										
収 益 的 収 支 分		45,264	61,932	32,081	26,394	22,186	18,699	15,928	13,843	11,923	10,718	10,140	9,857
	うち基準内繰入金	23,265	25,638	16,137	13,331	11,265	9,559	8,211	7,206	6,280	5,711	5,453	5,342
	うち基準外繰入金	21,999	36,294	15,944	13,063	10,921	9,140	7,717	6,637	5,643	5,008	4,687	4,515
資 本 的 収 支 分		275,154	268,608	259,230	225,129	213,916	195,292	164,370	154,775	133,890	91,584	67,584	50,535
	うち基準内繰入金	141,371	146,167	129,615	112,564	106,958	97,646	82,185	77,602	67,246	46,181	34,270	25,836
	うち基準外繰入金	133,783	122,441	129,615	112,564	106,958	97,646	82,185	77,173	66,644	45,404	33,314	24,700
合 計		320,418	330,540	291,311	251,522	236,103	213,992	180,298	168,618	145,813	102,303	77,724	60,393



# 経営比較分析表（令和3年度決算）

愛媛県 久万高原町

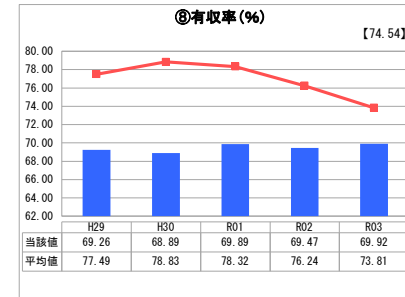
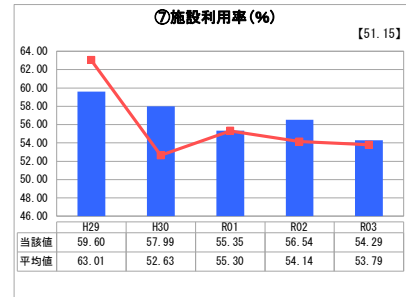
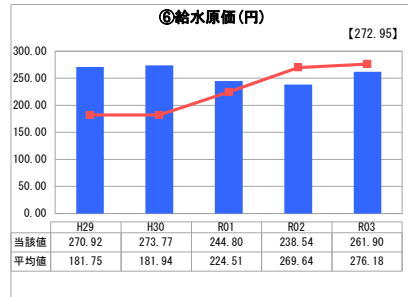
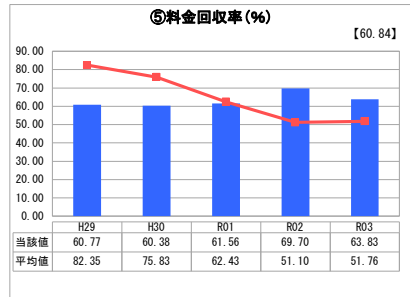
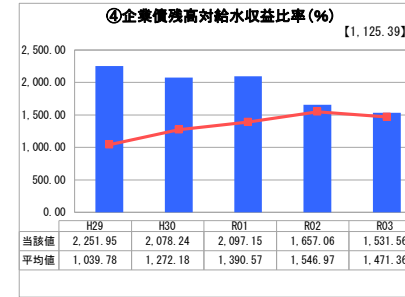
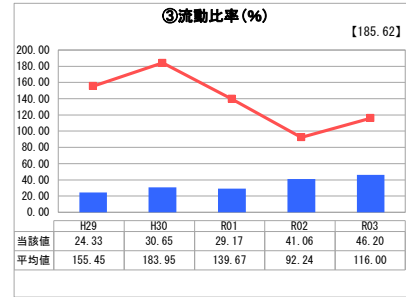
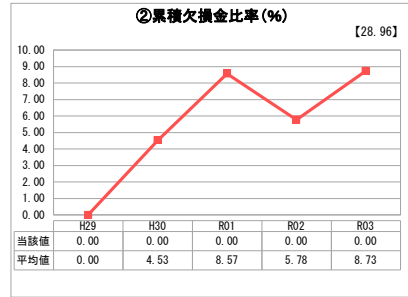
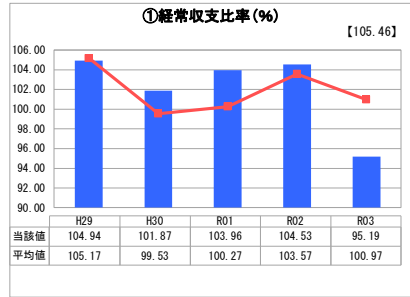
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)	
-	62.29	92.36	3,351	

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
7,650	583.69	13.11
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,986	38.16	183.07

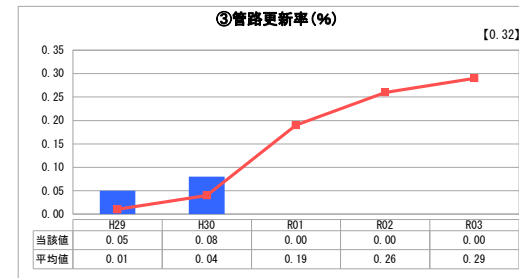
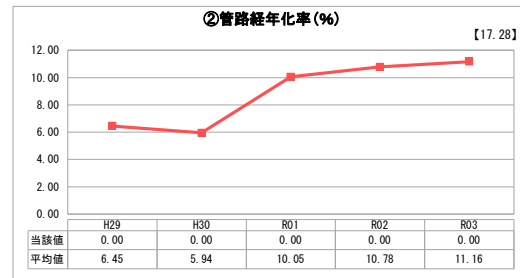
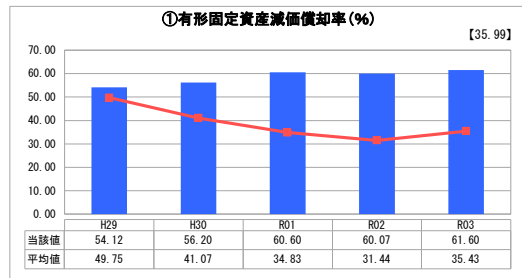
**グラフ凡例**

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

本町は、簡易水道施設15箇所、条例水道施設9箇所、共同給水施設44箇所合計68箇所の水道施設が点在している。

令和3年度は営業収益が若干減り、営業費用が大幅に増加したため、経常収支比率は類似団体平均値を下回っている。累積欠損金は少ないが、企業債元金の償還を、一般会計繰出金に100%頼っているため、流動比率は低くなっている。また、企業債の償還は進んでいるので、企業債残高対給水収益率も下がってきている。経常費用が増加したため、給水原価が上がり、料金回収率が下がった。

過疎は進んでいくが施設数はほとんど減らないため、施設利用率は類似団体平均値とほぼ同じになっており、管路の管理はほぼ適正に行っているため、有収率が類似団体平均値を下回っていても問題ないと思われる。

### 2. 老朽化の状況について

施設数が68箇所と多いため、有形固定資産減価償却率は類似団体平均値の1.7倍となっている。また、1給水区域内でも集落や人家が点在しているため、1給水区域内の管路が長く、管路更新率が低くなっているが、管路の更新を不具合箇所から優先的に行っており、住民生活には支障が出ないようにしている。また、重要度に応じた施設の耐震化や基幹管路の耐震化を検討した上での改良が必要である。施設統合については、施設間の距離がかなり離れているため、多額の経費を要することが予想されるので非常に難しい。

### 全体総括

給水原価を下げ、料金回収率及び有収率を上げる必要があるが、企業債残高を急に少なくすることは困難である。また、高齢化・過疎化による給水人口の減少や、節水意識の浸透による水需要の減少などによる料金収入の減少が予想される。しかし、高齢者が多いことを考えると、安易な料金値上げは行えないのも現状である。

累積欠損金比率、流動比率、有形固定資産減価償却率、経営戦略を踏まえ、適正な料金設定や健全な事業経営等について検討していく。

また、給水区域ごとに異なる高齢化・過疎化に対応するため、ろ過方式を変更し維持管理作業の軽減を図るとともに、浄水施設の閉鎖等に伴う給水方法の変更なども検討が必要である。